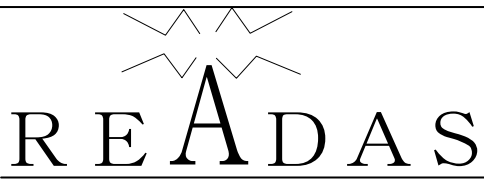


第 6059 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 10月 12日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 駐車違反に係る交通反則金等

Q：社員が業務中に駐車違反をしましたので、会社で交通反則金やレッカー車代を負担しました。これらの費用は、どのように取り扱われますか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

法人税法では、法人の役員又は使用人に課された罰金等（交通反則金）を法人が負担した場合、その罰金等が法人の業務の遂行に関連してなされた行為等に対して課されたものであるときは、法人の損金の額に算入されず、業務遂行中以外のものであるときは、役員又は従業員に対する給与とされることになっています。

しかし、レッカー代や駐車料金等の徴収金は車両の移動・保管・公示その他の措置に要した実費をその車両の運転者又は所有者等に負担させるものですから、法人税法で規定する罰金等には該当しませんので、法人の業務遂行中のものである等、法人がその徴収金を負担することにつき相当の理由があるときは、法人が負担した徴収金は給与以外の損金の額に算入されます。

したがって、ご質問の場合は、業務の遂行に関連してなされた行為等に対して課されたものですから、交通反則金は損金の額に算入されませんが、レッカー代等の徴収金は給与以外の損金の額に算入することができます。

